（職員の退職管理に関する政令の一部改正）

第五条　職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第二号中「内閣総務官」の下に「、国家情報局次長」を加える。

別表第一内閣官房の項中「内閣広報室　内閣情報調査室」を「国家情報局　内閣広報室」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）の施行の日（令和八年七月三十一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（行政機関職員定員令の一部改正）

第三条　行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表内閣の機関の項中「一六人」を「一七人」に改める。

（電波法施行令の一部改正）

第四条　電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二号中「内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）第四条の三第二項第一号」を「国家情報会議設置法（令和八年法律第二十八号）第三条第一号ハ」に改める。

（標準的な官職を定める政令の一部改正）

第五条　標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第三欄第二号中「第四条の三第三項」を「第四条の二第三項」に改め、同欄第三号中「第四条の三第一項」を「第四条の二第一項」に改める。

（退職手当審査会令の一部改正）

第六条　退職手当審査会令（平成二十六年政令第百九十四号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第五条の二第一項」を「第五条の三第一項」に改める。

環境省組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十五号

環境省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに第二十一条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第三十七号中「及び環境の保全上の支障を防止するための経済的措置に関し、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第二十二条に定めるところにより行う事務」を削り、同項第四十三号イ中「環境基本法」の下に「（平成五年法律第九十一号）」を加える。

第十七条中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第二十五条中「国際連携課」を「国際地球温暖化対策推進課」に改める。

第二十七条第一号中「国際連携課及び参事官」を「国際地球温暖化対策推進課」に改め、同条第二号中「、次条第一号及び第二十九条」を「及び次条」に、「国際連携課及び参事官」を「国際地球温暖化対策推進課」に改める。

第二十八条を次のように改める。

（国際地球温暖化対策推進課の所掌事務）

第二十八条　国際地球温暖化対策推進課は、地球温暖化の防止に関する国際協力、国際機関及び国際会議並びに海外との連絡に関する事務をつかさどる。

第二十九条中「命を受けて第一号及び第二号に掲げる事務を分掌し、並びに第三号」を「次」に改め、同条第一号を削り、同条第二号中「事務のうち重要事項に係るもの」を「こと。」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二　環境省の所掌事務に係る国際機関及び国際会議に関する事務の総括に関すること。

第二十九条中第三号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三　環境省の所掌事務に係る海外との連絡に関する事務の総括に関すること。

附　則

この政令は、令和八年八月一日から施行する。

環境大臣　石原　宏高

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第二百三十六号

沖縄振興特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第三条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の二第一号イ中「同条第十一項」を「同条第十項」に改める。

附則第五条中「四十四億円」を「四十五億円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

令和六年能登半島地震による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年七月二十九日

内閣総理大臣　高市　早苗